化学物質管理基準（製品版）

ver.4

改訂　2013年5月

TOTO株式会社

購買本部

あしたを、ちがう「まいにち」に。

TOTO

目次

１．本基準の目的

２．適用範囲

３．用語の定義

４．製品含有化学物質の管理レベルとその運用

５．適用範囲とするTOTOグループ会社

６．付属書、提出様式、及び付表一覧

1. 当基準の目的

化学物質管理基準(製品版)は、TOTOグループが生産、及び販売する製品を構成する部品・材料に含有される化学物質について、その管理レベルを明確にすることで、お客様へ安心・安全な商品をお届けし、合わせてTOTOグループ製品の法令順守、地球環境保全への貢献を目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、TOTOグループ製品を構成する部品等（以下「部品等」といい、下記（1）、（2）、（3）に示す）に含まれる化学物質の管理に適用する。ただし、製造工程で使用し、かつ製品に含有しない副資材等は対象外とする。

（1）製品

①TOTOグループで設計、製造し販売する製品

②TOTOグループが第三者に設計・製造を委託し、TOTOグループの商標を付して販売する製品、及び他社へ製造委託したものでTOTOグループの商標を付して販売する製品(いわゆるOEM製品）

③TOTOグループが第三者から設計・製造の委託を受けた製品

（ただし、当該第三者から指定された部品・材料は除く）

（2）部品・材料

上記「2.（1）製品」に示す製品に使用する部品、材料、その他物品を対象とする。

①部品、機能ユニット(補修用を含む)、材料

②原材料

③取扱説明書、保証書、ラベルなど製品に同梱される印刷物

④副資材

（3）包装材

包装材は、TOTOグループから出荷する製品、部品の包装材(包装箱、ビニル袋、粘着テープなど)、及び輸送のための包装材料(パレット、シュリンクフィルムなど)を含める。

ただし、輸送業者の管理下にあって、TOTOグループ内、もしくはリアルユーザーから排出されることなく、回収、再使用される通函等の包装は除く。

3. 用語の定義

本基準書では、以下のとおり用語を定義する。

（1）禁止物質A

国内法規によって、製品含有が禁止、あるいは規制値を超えての含有が禁止されている物質。

（2）禁止物質B

海外法規によって、製品含有が禁止、あるいは規制値を超えての含有が禁止されている物質。

（3）削減物質

市場要求に対応し、優先的に製品含有量を削減していく物質。

①削減物質A

EURoHS指令対象6物質、即ち、水銀及びその化合物，鉛及びその化合物，カドミウム及びその化合物，六価クロム化合物，PBB類(ポリブロモビフェニル)，PBDE類(ポリブロモジフェニルエーテル)

②削減物質B

ホルムアルデヒド及び4VOC(トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの4種の揮発性化学物質)

（4）監視物質

国内外の法規や指針値等に取り上げられており、将来禁止、あるいは削減物質となる可能性があると考えられる物質。

（5）含有

製品や包装材などの部品、材料に含有する全ての場合を示す。例えば、次のような状態を示す。

①対象物質が意図的に添加されることにより含有する状態

②不純物として含有する状態

③製造工程で使用され、最終製品あるいは部品、材料に対象物質が残留、または付着した状態

（6）意図的添加

当該物質が部品や材料に対して、性能、機能の向上や外観、品質の向上を図ることを目的として、意図的に添加すること。また、製造工程等で当該物質が使用され、最終製品に含有することが明らかな場合も意図的添加とする。

（7）不純物

天然素材中に含有され、工業材料としての精製過程で技術的に除去しきれない物質、または合成反応の過程で生じ、技術的に除去できない物質をいう。

（8）規制値

禁止物質が意図的添加ではなく不純物として含まれる場合に、部品等において保証すべき濃度をいう。

(9)削減目標値

削減物質が不揮発性化合物の場合は不純物として含まれる物質の保証すべき含有濃度をいう。
削減物質が揮発性化合物の場合は部品等の表面から揮発する物質の保証すべき放散速度をいう。

(10)含有濃度

均質材料の質量を分母とした濃度とする。

(11)均質材料

機械的に異なる材料に分解できない材料をいう。
均質材料の例を 参考資料1 に示す。

(12)包装材単位

廃棄する際に容易に分解できる程度の単位のことを指す。
例えば、粘着テープは基材と粘着層に分ける必要ないが、段ボールに接着している場合は段ボールとテープの各々を包装材単位として取り扱う。また、包装材にはインキも含むが、段ボールに印刷されているマーカーペンのインキや各種のインキ類については段ボールを包装材単位として取り扱う。包装材単位の例を 参考資料2 に示す。

(13)放散速度

放散速度とは、一定の条件下で測定した揮発性物質の部品等の表面からの単位時間、単位面積あたりに放散される揮発性物質の質量。

(14)副資材

製品に使用されるグリス、はんだ材料、接着剤など、及び製品に同梱され施工材料として使用される粘着テープ、シーリング材料、接着剤などをいう。

4．化学物質の管理レベルとその運用

以下の4種類の管理レベルと適用除外で管理を行う。

（1）禁止物質A

国内における以下の法律を基に禁止物質Aを規定する。

この適用範囲は、日本国内で販売する部品等とし、下記の付表群に示す化学物質を意図的に含まない（ただし、法的含有規制値のあるものにあっては意図的、非意図的を問わず、規制値未満である）こととする。

本物質に関して、『禁止物質Aに関する不使用保証書』を提出頂く。

その様式は、「様式1」（別紙）に定める。

（付表群）

・対象物質と規制値　　「付表1：禁止物質Aリスト」（別紙）

・該当する物質の詳細　「付表1－2：禁止物質Aの例示物質リスト」（別紙）

・禁止適用除外リスト　「付表1－3：禁止A適用除外リスト」（別紙）

（対象とする国内法）

・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
（以下、化審法と略す）での第 1 種特定化学物質（製造、輸入禁止物質）

・特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律
（以下、オゾン層保護法と略す）での特定物質

・労働安全衛生法第55条（以下、安衛法と略す）での製造禁止有害物質

・建築基準法での禁止物質

（2）禁止物質B

海外における以下の代表的な法規を基に禁止物質Bを規定する。

この適用範囲は海外で販売する部品等とし、該当する化学物質を意図的に含まない（ただし、法的含有規制値のあるものにあっては意図的、非意図的を問わず、規制値未満である）こととする。

1）EU法規対象域で販売する部品等を以下の区分に分類する。

①RoHS指令対象の部品等

EU域で販売する電気電子機器及びEU域で販売される他社電気電子機器へ組み込む部品等（ただし③を除く）

②RoHS指令対象外の部品等

EU域で販売する製品を構成する部品等（ただし①③を除く）

③包装材

EU域で販売する全ての製品の包装材

なお、禁止物質 B の対象物質と規制値及びその運用については 付属書1 に定める。

（対象とするEU法規）

・RoHS指令(2002/95/EC)

・包装材指令(94/62/EC)

・化学物質の登録、評価、許可、制限に関する規則(REACH)Annex ⅩⅦ(制限物質)

・EU委員会決定(2009/251/EC)

（3）削減物質A

TOTOグループが販売する全製品(ただし、海外で販売する製品を除く)を構成する部品等においては、別途に定める適用除外項目を除いて、該当する化学物質の意図的な添加を禁止する。

削減物質Aの対象物質と目標値及びその運用については 付属書2A に定める。

（4）削減物質B

TOTOグループが日本国内で販売する製品を構成する木質建材等は、ホルムアルデヒド及び4VOCの放散速度が目標値未満であること。

削減物質Bの対象物質と目標値及びその運用基準については 付属書2B に定める。

（5）監視物質

「付表5：監視対象物質とする法規や指針及び物質区分」（別紙）に監視対象とする法規や指針等及び物質区分を示す。

本物質については、TOTOグループが対象物質を定めるのみとし、新規法令の施行、及び法令の改正等化学物質を取り巻く環境の変化に応じて、必要な都度調査等を実施する。

なお、対象とする具体的な物質例を「付表5－2：監視物質リスト」（別紙）、

及び「付表5－3：監視物質群の物質リスト」（別紙）に示す。

5. 適用範囲とするTOTOグループ会社

◇日本	◇Japan
TOTO株式会社	TOTO LTD.
TOTOウォシュレットテクノ株式会社	TOTO WASHLET TECHNO LTD.
TOTOアクアテクノ　株式会社	TOTO AQUATECHNO　LTD.
TOTOオキツモコーティングス株式会社	TOTO OKITSUMO Coatings LTD.
TOTOサニテクノ株式会社	TOTO SANITECHNO LTD.
TOTOハイリビング株式会社	TOTO High Living LTD.
TOTOバスクリエイト株式会社	TOTO Bath Create LTD.
TOTOファインセラミックス株式会社	TOTO Fine Ceramics LTD.
TOTOプラテクノ　株式会社	TOTO PLATECHNO LTD.
TOTOマテリア株式会社	TOTO MATERIA LTD.
サンアクアTOTO株式会社	SUNAQUA TOTO LTD.
◇アメリカ合衆国.	◇U.S.A
TOTO U.S.A.,INC.	TOTO U.S.A.,INC.
◇メキシコ	◇Mexico
TOTO Mexico, S.A. de C.V.	TOTO Mexico, S.A. de C.V.
◇中国	◇China
北京東陶有限公司	BEIJING TOTO CO.,LTD.
東陶北京有限公司	TOTO (BEIJING) Co.,Ltd.
東陶大連有限公司	TOTO DALIAN CO.,LTD.
南京東陶有限公司	NANJING TOTO CO.,LTD.
東陶上海有限公司	TOTO (SHANGHAI) CO.,LTD.
東陶華東有限公司	TOTO EASTCHINA CO.,LTD.
東陶広州有限公司	TOTO (GUANGZHOU) CO.,LTD.
◇ベトナム	◇Vietnam
TOTO VIETNAM CO., LTD.	TOTO VIETNAM CO., LTD.
◇タイ	◇Thailand
TOTO　MANUFACTURING (THAILAND) CO., LTD.	TOTO　MANUFACTURING (THAILAND) CO.,LTD.
◇マレーシア	◇Malaysia
TOTO MALAYSIA SDN. BHD.	TOTO MALAYSIA SDN. BHD.
◇台湾	◇Taiwan
台湾東陶	TAIWAN TOTO CO.,LTD
◇ドイツ	◇Germany
TOTO Germany GmbH	TOTO Germany GmbH

上記のグループ会社は増減することがあります。

TOTOホームページ等で適宜公開しておりますのでご注意ください。

6. 付属書、提出様式、及び付表一覧

参考資料1　均質材料の例
参考資料2　包装材単位の例
付属書1　禁止物質Bに関する運用基準書
付属書2A　削減物質Aに関する運用基準書
付属書2B　削減物質Bに関する運用基準書

以下の付属書，様式は TOTOホームページグリーン調達ガイドラインを参照ください。

付属書1－2　化学物質に関するTOTOグループ分析ガイドライン
様式1　禁止物質Aに関する不使用保証書
様式2－1　禁止物質Bに関する適合証明書　EU向け（RoHS指令対象製品）
様式2－2　禁止物質Bに関する適合証明書　EU向け（RoHS指令対象外製品）
様式2－3　禁止物質Bに関する適合証明書　EU向け（包装材指令対象品）
様式3－1　削減物質Aの不使用宣言書
様式3－2　削減物質Aの含有報告書
様式4　削減物質Bに関する適合申請書　ホルムアルデヒドF☆☆☆☆適合
様式5　削減物質Bに関する適合申請書　4VOC基準適合（木質建材）

以下の付属書，様式は TOTOホームページグリーン調達ガイドラインを参照ください。

付表1　禁止物質Aリスト
付表1－2　禁止物質Aの例示物質リスト
付表1－3　禁止物質A適用除外リスト
付表2　禁止物質Bの例示物質リスト
付表2－2　発生してはならない特定アミン一覧
付表2－3　禁止物質Bに関する運用基準規制対象用途リスト
付表2－4　禁止物質Bに関する運用基準適用除外リスト
付表3　削減物質Aに関する運用基準書適用除外リスト
付表4　削減物質Bの例示物質リスト
付表4－2　ホルムアルデヒド(F☆☆☆☆)及び4VOC表示対象建築材料一覧
付表4－3　ホルムアルデヒド(F☆☆☆☆)及び4VOCに関する運用基準適用除外リスト
付表4－4　木質建材構成部材の4VOC基準適合証明の種類
付表5　監視対象物質とする法規や指針及び物質区分
付表5－2　製品含有監視物質リスト
付表5－3　監視物質群の物質リスト

均質材料の例

【事例その1】ヒーター線
構成部位：芯線、発熱体、横巻糸、絶縁体、表示インク

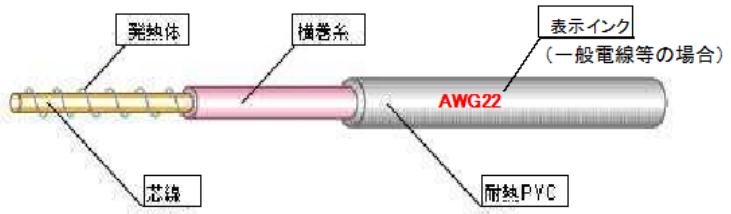

【事例その2】金属素材へのメッキ
構成部位：金属素材、亜鉛メッキ、クロメート処理

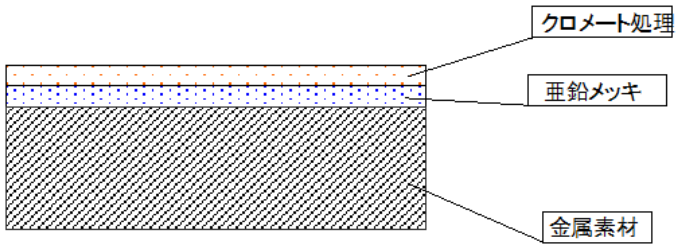

【事例その3】アルミ電解コンデンサの場合
構成部位：スリーブ被覆、表示インク、アルミケース、組立素子、リード素材、リード素材への表面処理
電解液、封止用ゴム

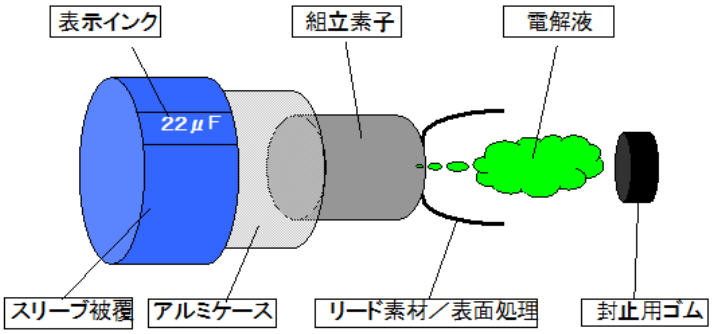

【事例その4】プリント基板の場合

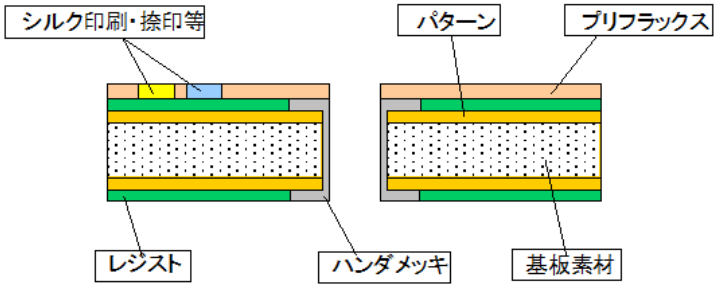

包装材単位の例

【事例その1】外装箱まわり

構成部位：ダンボール、インク、テープ、ラベル、ステープル、PPバンド

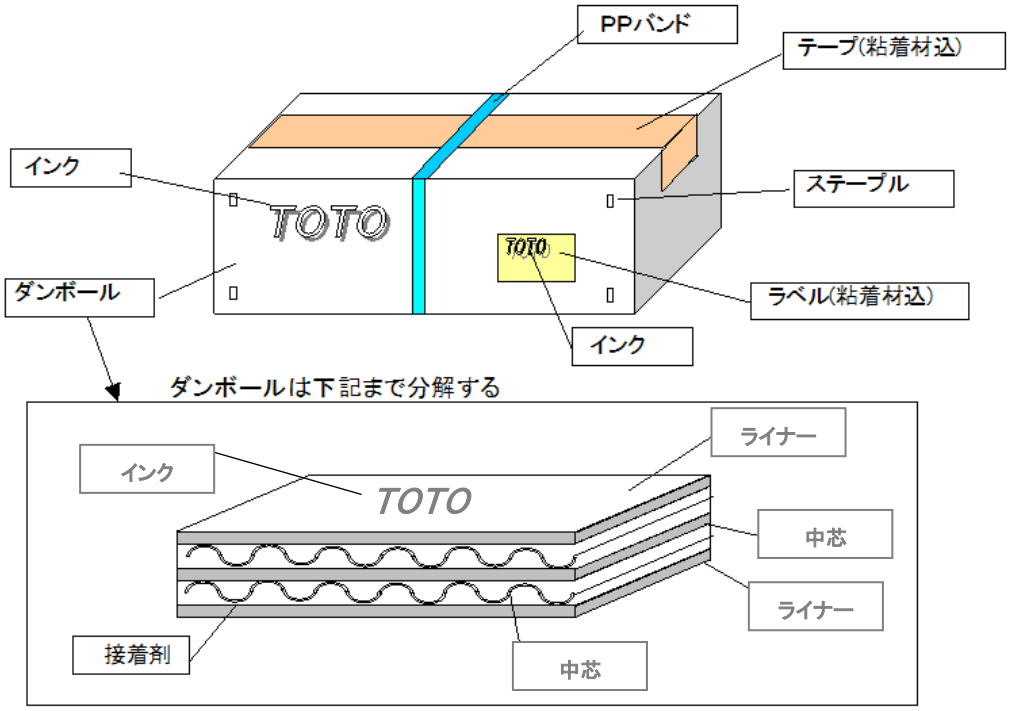

【事例その2】袋類

構成部位：袋、インク、テープ

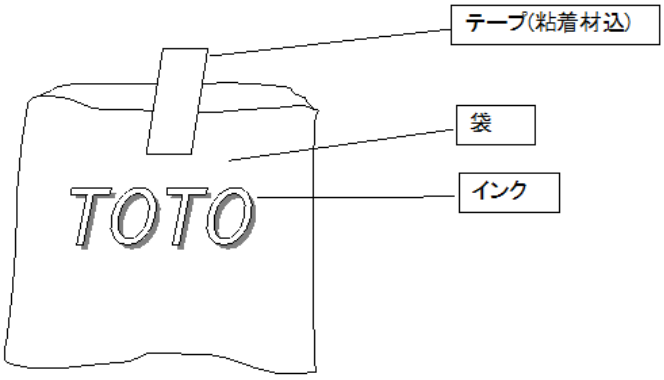

【事例その3】緩衝材類

構成部位：クッションシート、緩衝材

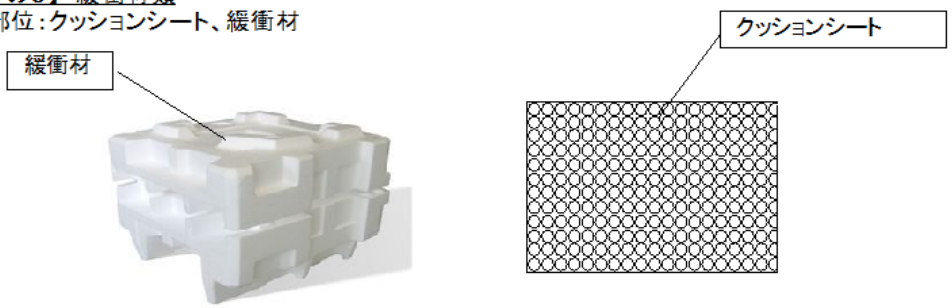

禁止物質Bに関する運用基準書

１．適用範囲

この適用範囲は、EU域で販売する部品等とする。

なお、2006 年 7 月以前に発売した製品の補修用部品には適用しない。

２．対象区分別の法規・提出様式

対象部品 / 法規	①RoHS指令対象の部品等（③を除く）	②RoHS指令対象外の部品等(①③を除く)	③包装材
RoHS指令 (2002/95/EC)	○	－	－
包装材指令 (94/62/EC)	－	－	○
REACH規則 (Annex ⅩⅦ)	○	○	○
EU委員会決定 (2009/251/EC)	○	○	○
提出様式	様式２－１	様式２－２	様式２－３

３．対象物質と規制値

No	物質名	CAS No.	対象法規	規制値
1	水銀及びその化合物	付表2参照	RoHS指令	1000ppm未満
			包装材指令	1～4の重金属合計が100ppm未満
2	鉛及びその化合物	付表2参照	RoHS指令	1000ppm未満
			包装材指令	1～4の重金属合計が100ppm未満
3	カドミウム及びその化合物	付表2参照	RoHS指令	100ppm未満
			包装材指令	1～4の重金属合計が100ppm未満
4	六価クロム化合物	付表 2 参照	RoHS指令	1000ppm未満
			包装材指令	1～4の重金属合計が100ppm未満

5	PBB類 (ポリブロモビフェニル)	付表 2 参照	RoHS指令	1000ppm未満
6	PBDE類(ポリブロモジフェニルエーテル)	付表 2 参照		
7	短鎖型塩化パラフィン (C10－13)	付表2参照	REACH規則 （Annex ⅩⅦ） (EC)No1907/2006	意図的添加禁止
8	ポリ塩化ターフェニル類	70776-03-3		
9	特定アミンを形成するアゾ染料、顔料	付表2-2 参照		
10	モノメチル-テトラクロロ-ジフェニルメタン(Ugilec141)	76253-60-6		
11	モノメチル-ジクロロ-ジフェニルメタン(Ugilec121,Ugilec21)	81161-70-8		
12	モノメチル-ジブロモ-ジフェニルメタン(DBBT)	99688-47-8		
13	ジブチルスズ化合物(DBT) ※1	付表2参照		
14	ジオクチルスズ化合物 (DOT) ※1	付表2参照		
15	3置換有機スズ化合物	付表2参照		
16	ジメチルフマレート(DMF)	624-49-7	EU委員会決定 (2009/251/EC)	

※1　2012年1月1日以降、意図的添加禁止

4．規制対象用途

用途を限定して規制する化学物質を「付表２－３：禁止物質Bに関する運用基準規制対象用途リスト」（別紙）に示す。

5．適用除外

適用除外項目を「付表２－４：禁止物質Bに関する運用基準適用除外リスト」（別紙）に定め、含有を認める。

6. 提出書類

①RoHS指令対象の部品等(ただし、③を除く)

本物質に関して、『禁止物質Bに関する適合証明書　EU向け(RoHS指令対象品)』を提出頂く。
その様式は、様式2－1（別紙）に定める。
この適合証明書は、当該物質の含有如何に関わらず提出頂くものとし、合わせてNo.1から6の物質の含有状況に関する証明書類として、製品を構成する部品を**均質材料**まで分解した『製品構成材料リスト』と『成分分析表(分析データ)』を提出頂く。
ただし、『製品構成材料リスト』と『成分分析表(分析データ)』の書式は指定しない。
分析データの必要要件は 付属書1－2 『化学物質に関するTOTOグループ分析ガイドライン』（別紙）に示す。

②RoHS指令対象外の部品等(ただし、①③を除く)

『禁止物質Bに関する適合証明書　EU向け(RoHS指令対象外品)』を提出頂く。
その様式は、様式2－2（別紙）に定める。
この適合証明書は、当該物質の含有如何に関わらず提出頂く。

③包装材

『禁止物質Bに関する適合証明書　EU向け(包装材指令対象品)』を提出頂く。
その様式は、様式2－3（別紙）に定める。
この適合証明書は、当該物質の含有如何に関わらず提出して頂くものとし、合わせてNo.1から4の物質の含有状況に関する証明書類として、包装材を均質材料まで分解した『製品構成材料リスト』と『成分分析表(分析データ)』を提出頂く。
ただし、『製品構成材料リスト』と『成分分析表(分析データ)』の書式は指定しない。

分析データの必要要件は 付属書1－2 『製品含有化学物質に関するTOTOグループ分析ガイドライン』（別紙）に示す。

削減物質Aに関する運用基準書

1. 適用範囲

この適用範囲は、日本国内で販売する部品等とする。

2. 対象物質と目標値

No.	物質名	CAS No.	対象法規	目標値
1	水銀及びその化合物	付表2参照	TOTO自主基準	意図的添加禁止
2	鉛及びその化合物	付表2参照		
3	カドミウム及びその化合物	付表2参照		
4	六価クロム化合物	付表2参照		
5	PBB類 (ポリブロモビフェニル)	付表2参照		
6	PBDE類 (ポリブロモジフェニルエーテル)	付表2参照		

3. 適用除外

適用除外項目を「付表3　削減物質Aに関する運用基準書適用除外リスト」(別紙)に定め、含有を認める。

4. 不使用宣言の手段

対象となる部品等を直接供給する取引先は、対象物質を意図的に添加していないことを宣言していただく。

この宣言の手段は、CSM開発購買システムで行う。

システム未導入の場合は、『削減物質Aの不使用宣言書』を提出していただく。

その様式は、様式3－1(別紙)に定める。

この宣言は、両社から変更の申し入れがない限り有効とする。

なお、付表3(別紙)に示した運用適用除外リスト以外で対象物質を意図的に添加していることが明らかな場合においては、当社の削減に向けての活動に資するために『削減物質Aの含有報告書』(別紙)を提出頂く。

その様式は、様式3－2(別紙)に定める。

削減物質Bに関する運用基準書

1. 適用範囲

この適用範囲は、日本国内で販売する居室および居室に相当する空間※1に設置する製品（以下、「製品」と言う）とする。

製品とする。

1.1 ホルムアルデヒド

製品に使用する告示対象建築材料※2

1.2 4VOC

製品に使用する4VOC表示対象建築材料※2

※1： 居室および居室に相当する空間についての例示を「付表４－１ ホルムアルデヒドと4VOC対応の空間・部位・材料からの考え方」に示す。

※2： 告示対象建築材料及び4VOC表示対象建築材料は、「付表４－２ 告示対象建築材料及び4VOC表示対象建築材料一覧」に示す。

2. 対象物質と目標値

No.	物質名	CAS No.	目標値
1	ホルムアルデヒド	50-00-0	放散速度が 5μ g/㎡h以下※3※5
2	トルエン	108-88-3	放散速度が 38μ g/㎡h以下※4※6
3	キシレン	付表4参照	放散速度が 120μ g/㎡h以下※4※6
4	エチルベンゼン	100-41-4	放散速度が 550μ g/㎡h以下※4※6
5	スチレン	100-42-5	放散速度が 32μ g/㎡h以下※4※6

※3：F☆☆☆☆(デシケータ法でのホルムアルデヒド放散量目標値は、平均値：0.3mg/L以下であり、かつ最大値：0.4mg/L以下とする)

※4：建材からの放散速度基準化研究会(事務局：建材試験センター)『建材からのVOC放散速度基準』(2008年4月1日制定)に示された放散速度基準値を目標値とする。

※5：ホルムアルデヒドの測定方法は以下 2 通り

JIS A 1460 デシケーター法

JIS A 1901 小形チャンバー法

測定方法の違いによって結果に差異があることが判明（小形チャンバー法では高い値となる傾向にある）。簡便性・導入のし易さからデシケーター法で統一することをTOTO方針とした（2008年12月）。ただし、小形チャンバー法も公式な測定方法であり、この測定結果が目標値以下であれば採用可とする。

※6：4VOCの測定方法は、JIS A 1901　小形チャンバー法による。

3. 適用除外

4VOCの適用除外項目を「付表4－3：4VOCに関する運用基準適用除外リスト」（別紙）に定める。

なお、適用除外項目に該当していても、顧客要求等により対応することは可。

4. 提出書類

4.1　ホルムアルデヒド

当運用基準書の対象となる製品、部品・材料※7については、『ホルムアルデヒドF☆☆☆☆適合申請書』を提出頂く。

その様式は、様式4（別紙）に定める。

この『ホルムアルデヒドF☆☆☆☆適合申請書』には、目標値以下であることを証明する『JAS認証番号』、『JIS認証番号』、または『大臣認定番号』を記入し、大臣認定品については、大臣認定書の写しを提出して頂く。

なお、建築基準法告示対象外の接着剤の場合は、日本接着剤工業会登録番号および証明書（GHS対応MSDSや成分表等）とする（日本国外から輸入する部品等で、日本接着剤工業会登録品の使用が困難な場合は、ホルムアルデヒドを含有していないことを示す証明書のみで可）。

※7：電子・電気機器、水栓機器の内部部品に使用している接着剤、全製品に使用されるテープ・シール・ラベル等の粘着剤は、本項目の適用対象外

4.2　4VOC

対象となる製品、部品・材料については、『4VOC基準適合申請書』を提出頂く。

その様式は、様式5（別紙）に定める。

この適合申請書には、目標値以下であることを証明する「付表4－4　木質建材構成部材の4VOC基準適合証明の種類」（別紙）に示す根拠のいずれかを記入頂く。